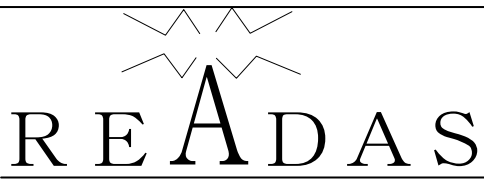


第 5150 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月23日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 名目役員に対する報酬

**Q**：取締役が退任することになりましたので、自分の妻を新任の取締役にしようと思っています。専業主婦の妻に報酬を支給しても問題ありませんか？

**A**：その報酬の額が職務の内容等に照らして適正であれば問題ありません。

### 【解説】

法人税では、会社の支給する役員報酬が、定款又は株主総会等の決議によって、あらかじめ定められた支給基準に基づいて規則的に支給されており、その報酬の額が適正であると認められるものであれば損金の額に算入されることになっています。なお、ここでいう役員とは、会社の取締役、監査役、理事、監事、清算人等、会社の経営に従事している者をいいますので、会社が支給する金品が役員報酬として認められるためには、支給を受ける者が「会社の経営に従事」していなければなりません。

ご質問の場合、専業主婦である奥さんを役員にするということですが、奥さんが会社の経営に従事していないのであれば、奥さんに支給する役員報酬は税務上の役員報酬とはならず、その支給が、あなたの給与所得の分散を図るものであると認められる場合は、あなたに対して支払われた報酬として認定されることになります。また、役員として経営に従事しているということであれば、その報酬の額が、職務の内容等に照らして適正と認められる金額であれば、損金の額に算入されます。

